

島本町生涯学習推進本部設置要項

(設置)

第1条 島本町住民の生涯にわたる学習活動を促進するため、島本町生涯学習推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 生涯学習の推進に係る総合的かつ基本的施策に関すること。
- (2) 生涯学習の推進に係る諸事業の調整に関すること。
- (3) 生涯学習の推進に係る調査及び研究に関すること。
- (4) その他、設置目的を達成するために必要なこと。

(構成)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長には、町長を充てる。
- 3 副本部長には、助役、収入役及び教育長を充てる。
- 4 本部員には、部長級の職にある者を充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部を代表し総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐する。
- 3 本部長に事故あるときは、本部長があらかじめ指名する副本部長がその職務を代理する。

(運営)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 推進本部の会議に学識経験者、関係者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(実務担当者会)

第6条 推進本部の事務を円滑にするため、推進本部に実務担当者会を置く。

- 2 実務担当者会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 推進本部の会議において議論すべき議案の作成に関すること。
 - (2) 推進本部において決定された施策の実施に係る具体的事項について、検討し調整すること。
 - (3) 実務担当職員の資質向上のための研修及び交流に関すること。
 - (4) その他、推進本部から指示された事項の処理に関すること。

3 実務担当者会は、課長会の職にある者をもって構成する。

4 実務担当者会の会議は、教育委員会事務局生涯学習課長が招集し、その座長となる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において行う。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、推進本部に関して必要な事項は、本部長が定める。

(附則)

この要項は、平成14年4月1日から施行する。